

奈良県リサイクル認定製品品質基準

区 分	認 定 基 準 等	添付書類
安 全 性 へ の配慮	次の基準を満たす安全性に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）の定める特別管理（一般・産業）廃棄物を利用していないこと。 イ 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。	別紙1参照
規格等	次のいずれかの条件を満たしていること。 ・日本産業規格（J I S）に規定のある品目については、その規格に適合していること。 ・J I Sに規定のない品目については、奈良県の各部局が定める工事共通仕様書等を示す規格等に適合していること。 ・エコマーク認定基準を満たしていること。 ・その他上記基準に準拠していること。	別紙1参照
その他	品目ごとに別紙2に定める率の循環資源を使用していること。	

※特別管理一般廃棄物

- ・P C Bを使用した廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジなどの部品
- ・血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物

※特別管理産業廃棄物

- ・廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物
- ・有害汚泥、P C Bを含む廃油、P C Bに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等

（備考）

循環資源を利用した原材料、製造技術、工事工程等は認定の対象外とする。

(別紙 1)

奈良県リサイクル認定製品品質基準に適合していることを証する書類

品 目/循環資源	必要書類
再生クラッシャラン (RC-)	・ 粒度（骨材のふるい分け試験） ・ 堅さ（修正 C B R 試験） ・ すりへり減量（ロサンゼルス試験機） ・ 液性・塑性限界試験
再生土 (改良土)	・ 溶出試験 ・ 含有試験 ・ 粒度（骨材のふるい分け試験） ・ 堅さ（修正 C B R 試験） ・ 含水比試験 ・ 三軸圧縮試験 ・ 液性・塑性限界試験
再生アスファルト混合物	・ アスファルト混合物事前審査委員会による認定書（写）
コンクリート 2 次製品	・ J I S 規格適合製品の認証書（写） （JIS の規格が無いものについては対象外）
再生瓦・ガラス・陶磁器	・ 重金属の溶出試験（重金属 1 0 項目）
再生コンクリート砂 (RC-10)	・ 粒度（骨材のふるい分け試験） ・ 六価クロムの溶出試験
再生粒度調整碎石 (RM-)	・ 粒度（骨材のふるい分け試験） ・ 堅さ（修正 C B R 試験） ・ すりへり減量（ロサンゼルス試験機） ・ 液性・塑性限界試験 ・ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験

(別紙 2)

奈良県リサイクル認定製品循環資源使用率

循環資源	品 目	商 品 例	使用率
紙くず	衛生用紙	ティッシュペーパー、 トイレットペーパー 等	100%
	情報用紙	コピー用紙	70%以上で可能な限り高いこと
		フォーム用紙 等	70%以上
		印刷用紙	60%以上で可能な限り高いこと
	事務用品	ノート、罫紙、起案用紙 ファイル 等	70%以上
		封筒 等	40%以上
木くず	廃木材、間伐材、小径材等を使用した木製品	家具・生活・文化用品、梱包用材、 土壌改良資材、文房具、屋外用品 等	概ね 70%以上
	廃木材、間伐材、小径材等を使用したボード	パーティクルボード、繊維板、 木質系セメント板	50%以上
廃プラスチック	廃プラスチック再生品	文房具、事務用品 等	40%以上
		うち、主要材料がプラスチックのもの	70%以上
		機器類（いす、机など）、 インテリア・寝具 等	10%以上
	再生 P E T 樹脂を使用した再生繊維製品	制服、作業服 等	10%以上
ガラス、陶磁器くず及びコンクリートくず	ガラス、陶磁器くず、コンクリートくずを使用した製品等	ガラス製品、園芸資材、タイル、 インターロッキングブロック、煉瓦、 土木建築資材（コンクリート 2 次製品）等	20%以上
動植物性残さ、有機性汚泥等	肥料（たい肥を含む）		概ね 70%以上
	再生材料を使用した土木建築資材等	タイル、インターロッキングブロック、 土木建築資材（コンクリート 2 次製品）等	20%以上
燃え殻		エコセメント	500kg・Dry /製品 1 トン以上
上記以外	上記以外のもの		別途決定

※使用率については、品目又は商品毎に、「製品全体重量比」、「特定の原料中での比率」など使用率の対象とするものが異なるため、奈良県庁グリーン購入調達方針で確認のこと。